

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">限度額設定型貿易保険約款</p> <p style="text-align: center;">平成 15 年 4 月 1 日 03-制度-00017 沿革 (略) <u>平成 23 年 9 月 30 日</u> <u>一部改正</u></p> <p>第 1 条 ～ 第 9 条 (略)</p> <p>(保険金不払、保険金返還)</p> <p>第 10 条 日本貿易保険は、次の各号のいずれかに該当するときは、保険金の全部若しくは一部を支払わず又は当該保険金の全部若しくは一部を返還させることができる。</p> <p>一 保険契約者、被保険者若しくは保険金を受け取るべき者又はこれらの者の代理人若しくは使用人の過失（重大な過失を除く。）により損失が生じたとき。</p> <p>二 保険契約者又は被保険者が故意又は過失により事実を告げなかったとき又は真実でないことを告げたとき。</p> <p><u>三 輸出契約等が無効であったとき。</u></p> <p><u>四 前各号に掲げるほか、保険契約者又は被保険者がこの約款の条項に違反したとき。</u></p> <p>第 11 条 ～ 第 21 条 (略)</p> <p>(保険料の納付等)</p> <p>第 22 条 保険契約者は、日本貿易保険が指定する日までに貿易保険の保険料率等に関する規程（平成 16 年 7 月 2 日 04-制度-00034。以下「保険料率等規程」という。）に従って日本貿易保険の指定する額の保険料の全額を日本貿易保険に納付しなければならない。</p> <p>2 保険契約者が日本貿易保険の指定する日までに前項に規定する保険料の全額を納付しなかったときは、保険契約</p>	<p style="text-align: center;">限度額設定型貿易保険約款</p> <p style="text-align: center;">平成 15 年 4 月 1 日 03-制度-00017 沿革 (略)</p> <p>第 1 条 ～ 第 9 条 (略)</p> <p>(保険金不払、保険金返還)</p> <p>第 10 条 日本貿易保険は、次の各号のいずれかに該当するときは、保険金の全部若しくは一部を支払わず又は当該保険金の全部若しくは一部を返還させることができる。</p> <p>一 保険契約者、被保険者若しくは保険金を受け取るべき者又はこれらの者の代理人若しくは使用人の過失（重大な過失を除く。）により損失が生じたとき。</p> <p>二 保険契約者又は被保険者が故意又は過失により事実を告げなかったとき又は真実でないことを告げたとき。</p> <p><u>三 前各号に掲げるほか、保険契約者又は被保険者がこの約款の条項に違反したとき。</u></p> <p>第 11 条 ～ 第 21 条 (略)</p> <p>(保険料の納付等)</p> <p>第 22 条 保険契約者は、日本貿易保険が指定する日までに貿易保険の保険料率等に関する規程（平成 16 年 7 月 2 日 04-制度-00034。以下「保険料率等規程」という。）に従って日本貿易保険の指定する額の保険料の全額を日本貿易保険に納付しなければならない。</p> <p>2 保険契約者が日本貿易保険の指定する日までに前項に規定する保険料の全額を納付しなかったときは、保険契約</p>	

者は、保険料及び当該保険料について日本貿易保険の指定する日の翌日から保険契約者の納付すべき保険料が納付される日までの日数に応じて年 10.95%の割合で計算した延滞金を日本貿易保険の請求に従い納付しなければならない。ただし、第 4 項の規定に基づき保険契約が解除された場合は、この限りでない。

3 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、保険契約者が納付すべき保険料及び延滞金の全額に満たない額を納付した場合には、日本貿易保険は納付された金額を保険料、延滞金の順に充当する。

4 保険契約者が、日本貿易保険の指定する日までに日本貿易保険の指定する額の保険料の全額又は延滞金の全額を納付しなかったときは、日本貿易保険は保険契約の全部を解除することができる。

5 前項の規定による解除は、保険契約の締結の日から効力を生ずる。

6 日本貿易保険は、保険関係成立期間中に、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、保険契約者の申請に基づき、納付された保険料のうち当該各号の輸出契約等の相手方に係るもの（以下「引受停止対象保険料」という。）に、当該各号のいずれかに該当した日の属する月の翌月から起算した保険関係成立期間の残存月数の 1 2 月に対する割合を乗じて得た金額を返還する。ただし、保険料率等規程で定める場合を除く。

- 一 証券記載の仕向国又は支払国が、日本貿易保険が定める引受停止国となったとき
- 二 名簿規程第 1 条に基づき作成された海外商社名簿に登録されている輸出契約等の相手方の格付が E C 格若しくは S C 格に格付けされたとき又は事故管理区分となったとき

7 前項の規定にかかわらず、被保険者が第 16 条の規定に基づき、損失の発生若しくは危険の発生を通知した場合、日本貿易保険は、引受停止対象保険料を返還しない。

8 日本貿易保険は、第 11 条の 2 に基づき保険契約を解除した場合、納付された保険料のうち保険契約を解除した日

者は、保険料及び当該保険料について日本貿易保険の指定する日の翌日から保険契約者の納付すべき保険料が納付される日までの日数に応じて年 10.95%の割合で計算した延滞金を日本貿易保険の請求に従い納付しなければならない。ただし、第 4 項の規定に基づき保険契約が解除された場合は、この限りでない。

3 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、保険契約者が納付すべき保険料及び延滞金の全額に満たない額を納付した場合には、日本貿易保険は納付された金額を保険料、延滞金の順に充当する。

4 保険契約者が、日本貿易保険の指定する日までに日本貿易保険の指定する額の保険料の全額又は延滞金の全額を納付しなかったときは、日本貿易保険は保険契約の全部を解除することができる。

5 前項の規定による解除は、保険契約の締結の日から効力を生ずる。

6 日本貿易保険は、保険関係成立期間中に、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、納付された保険料のうち当該各号の輸出契約等の相手方に係るもの（以下「引受停止対象保険料」という。）に、当該各号のいずれかに該当した日の属する月の翌月から起算した保険関係成立期間の残存月数の 1 2 月に対する割合を乗じて得た金額を返還する。ただし、保険料率等規程で定める場合を除く。

- 一 証券記載の仕向国又は支払国が、日本貿易保険が定める引受停止国となったとき
- 二 名簿規程第 1 条に基づき作成された海外商社名簿に登録されている輸出契約等の相手方の格付が E C 格若しくは S C 格に格付けされたとき又は事故管理区分となったとき

7 前項の規定にかかわらず、被保険者が第 16 条の規定に基づき、損失の発生若しくは危険の発生を通知した場合、日本貿易保険は、引受停止対象保険料を返還しない。

8 日本貿易保険は、第 11 条の 2 に基づき保険契約を解除した場合、納付された保険料のうち保険契約を解除した日

<p>の属する月の翌月から起算した保険関係成立期間の残存月数の12月に対する割合を乗じて得た金額を返還する。ただし、保険料率等規程で定める場合を除く。</p> <p>9 前3項に定める場合のほか、保険契約の無効、失効若しくは解除の場合又は日本貿易保険が損失をてん補する責めに任じない場合においても、日本貿易保険は保険料を返還しない。</p> <p>第23条 ~ 第38条 (略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この改正は、平成23年10月1日から実施する。</u></p>	<p>の属する月の翌月から起算した保険関係成立期間の残存月数の12月に対する割合を乗じて得た金額を返還する。ただし、保険料率等規程で定める場合を除く。</p> <p>9 前3項に定める場合のほか、保険契約の無効、失効若しくは解除の場合又は日本貿易保険が損失をてん補する責めに任じない場合においても、日本貿易保険は保険料を返還しない。</p> <p>第23条 ~ 第38条 (略)</p>	
--	---	--